

## 仕様書等に関する質問及び回答

委託番号	102	件名	悪臭物質調査業務
------	-----	----	----------

担当（回答）課	市民環境局環境部環境政策課
---------	---------------

No.	質問事項	回答事項
1	臭気濃度調査、特定悪臭22物質調査の試料採取時は、臭気判定士の立ち合いが必要ということは理解しましたが、「環境計量士及び臭気判定士の資格を有する者を配置すること。」と記載されているのは、有資格者を技術管理者として配置してくださいということですか。	環境計量士1名と臭気判定士1名を雇用しているか、又は両方の資格を有する者1名を雇用していることが必要であり、有資格者を技術管理者として配置する必要はありません。